＼税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW

TKC近畿兵庫会神戸中央支部
広報委員 河田広幸

NISAの抜本的拡充と恒久化

最近、「NISA＝少額投資非課税制度」をよく耳にしますが、皆さんは活用されていますか。従来、NISA制度は「つみたてNISA」が代表的なものでした。しかし、近年は貯蓄から投資への流れが加速しており、昨年12月には幅広い国民の資本市場への参加を目的に抜本的な改革が行われました。それについて分かりやすく解説します。

現行NISAの取り扱い

- 一般NISAとつみたてNISAは2023年12月31日で終了となります。一般5年間、つみたて20年間の非課税期間は新NISAとは別枠で存続します
- ジュニアNISAの投資可能期間は予定通り2023年12月31日で終了します。その後、5年間の非課税期間が終了しても手続きをすることなく18歳になるまでは非課税措置が継続されます

改正後の新NISAの取り扱い ※下表参照

- 年間の投資枠が最大360万円になります（つみたて投資枠120万円＋成長投資枠240万円）
- 非課税保有期間が無期限となります
- つみたて投資枠と成長投資枠の選択制が廃止され、併用が可能となります
- 非課税保有限度額1,800万円のうち、成長投資枠は上限1,200万円です
- 税務署長がNISA口座内の簿価残高で非課税保有限度額を管理する方式です。そのため、年末までに売却した部分は非課税保有限度額の枠が空くことになり、翌年以降にその非課税枠の再利用が可能となります
- この併用可能な新NISAは2024年1月1日から開始されます

	つみたて投資枠	併用可 成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限化	無期限化
非課税保有限度額（総枠）	1,800万円 ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）	
		1,200万円（内数）
口座開設期間	恒久化	恒久化
投資対象商品	●積立・分散投資に適した一定の投資信託 ●現行のつみたてNISA対象と同様	上場株式・投資信託等 ※①②を除く ①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、高レバレッジ型、毎月分配型の投資信託等
対象年齢	18歳以上	18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISAおよびつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可	

参考文献：「財産承継ニュース 税制改正特集号2023年版」

県内中小企業の全産業・業種別の売上高（速報値）を公開中！ ひょうご企業業績